

# 令和7年度 市民税・府民税の申告について

平素は、本市税務行政につきまして、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

「令和7年度 市民税・府民税申告書」は、昨年1年間（令和6年1月1日～12月31日）の全ての所得及び控除などの申告をしていただくものです。以下を参考に、正しくご記入のうえ、提出していただきますようお願いいたします。

## 市民税・府民税の申告が必要な人

### 令和7年1月1日現在、城陽市にお住まいの人

※ただし、次の(1)～(3)のいずれかに当てはまる人は、申告の必要はありません。

- (1) 令和6年中の収入が給与のみで、年末調整が済んでおり、勤務先から城陽市へ給与支払報告書が提出されている人。
- (2) 令和6年中の収入が公的年金（遺族年金・障害年金等は除く）のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている所得控除以外に、申告する控除等のない人。  
(ただし、収入金額の合計額が400万円を超える場合や所得税の還付を受ける場合は、確定申告の必要があります)
- (3) 令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を税務署へ提出する人。

### ○令和6年中に収入がなかった人または非課税所得（遺族年金、障害年金など）のみの人

申告書の提出がないと、福祉関係や国民健康保険料の算定に影響が出る場合や、課税証明書の発行ができない場合がありますので、必ず申告してください。

→ [6ページへ](#)

#### （参考）確定申告が必要な人

分離課税に係る所得のある人（土地、建物、株式等を売却したなど）、個人事業などの事業所得や不動産所得がある人、その他、収入の種類や状況により、確定申告が必要な場合があります。詳しくは、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）におたずねください。

◆公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の還付を受けない場合、確定申告は不要です。  
ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない所得控除等を市民税・府民税の税額算定に適用させるためには、市民税・府民税の申告が必要です。

## 申告に必要なもの

- ①令和6年中の収入がわかる書類等（給与や年金の源泉徴収票、報酬や生命保険などの支払調書等）
- ②所得控除等を受けるために必要な書類（表1）
- ③マイナンバーカード（ない場合は運転免許証などの本人確認書類）

個人番号が記載された申告書を受け付ける際には、他人のなりすまし等防止のため、本人確認が義務付けられています。  
申告書提出時に、確認書類をご提示ください。（郵送の場合は、確認書類の写しを同封してください。また、受付書の返送を希望される人は返信用封筒（切手貼付）を同封してください）

#### （表1）所得控除等を受けるために必要な書類

(1)社会保険料控除	(国民年金保険料等の)領収書、控除証明書	(6) 雜損控除	災害や盗難があったことを証明する書類（罹災証明書等）、災害関連支出の領収書、補てんされた金額のわかるものなど（損失の内容等により異なります）
(2)小規模企業共済等掛金控除	掛金の額と氏名を証する書類		
(3)生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行する控除証明書		
(4)勤労学生控除	在学する学校が発行する証明書 (在学証明書、生徒手帳など)		
(5)障害者控除	障害者手帳等の証明書 (郵送の場合はそのコピーを添付してください。添付がないと控除が受けられません)		
(7)医療費控除	医療費控除の明細書 控除を受ける際は、必ず作成してください。領収書の添付は不要です。		
(8)寄附金税額控除	寄附金の受領書など		

令和7年度の申告の受付は、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで申告受付会場（城陽市立福祉センター南側 プレハブ1階）でのみ行います（土日祝日は除く）。受付時間は、9時から12時まで、13時から16時までです。

令和7年度の申告受付は住所別に行います。また、今回の申告受付から一部オンライン申請での事前予約を導入します。予約の詳細については別添の緑色の紙をご覧ください。

なお、申告書の書き方や内容に関してのご相談は2月17日以降に受け付けます。申告期間前には対応できかねますのでご了承ください。郵送での提出の場合は2月17日以前でも受け付けます。

会場は大変混み合いますので、申告書はできる限り郵送での提出をお願いします。

申告書に必要事項を記入のうえ、上記①②の原本、③の写しを同封して、3月17日(月)までに市民税係まで郵送してください。

お問い合わせ先は

**城陽市総務部税務課 市民税係**

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地  
電話 0774(52)1111(内線258) 直通 0774(56)4021

# 申告書の書き方

## 手順1

申告される人の氏名、フリガナ、住所、業種又は職業、電話番号、生年月日、世帯主の氏名、続柄をご記入ください。

※個人番号（マイナンバー）はわかる場合のみご記入ください。

## 手順2

左欄「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」をご記入ください。 (P3~4)

※P1の（表1）の証明書等の添付が必要です。

「4 所得から差し引かれる金額」につきましては、税額計算に使用しますが記入は不要です。

**赤枠内は必ずご記入ください。**

## 手順3

右欄「1 収入金額」と「2 所得金額」をご記入ください。 (P5~6)

### 手順1 令和7年度分

(宛先) 城陽市長	受付印	市府民税申告書	整理番号	
現住所	城陽市寺田東ノ口16、17		業種又は職業	会社員
1月1日現在の住所	同上		電話番号	56-0000
提出年月日	フリガナ	ジョウ ヨウ タロウ	個人番号	123456789012
年 月 日	氏名	城陽 太郎	生年月日	世帯主の氏名 続柄
			S 27・8・31	城陽太郎 世帯主

### 手順2

(P3~4)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項	
(13) 社会保険料控除	社会保険の種類 支払った保険料
この離課税申告税を係る所出した所得等の方の事業税は、申告書を提出する府民税申告書があり離課税等用	国民健康保険料 210,000
1	介護保険料 69,630
2	後期高齢者医療保険料
3	源泉徴収票のとおり
4	その他( )
(15) 生命保険料控除	新生命保険料の計 旧生命保険料の計
この離課税申告税を係る所出した所得等の方の事業税は、申告書を提出する府民税申告書があり離課税等用	100,000 15,000
1	新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計
2	0 70,000
3	介護医療保険料の計
4	7,500
(16) 地震保険料控除	地震保険料の計 旧長期損害保険料の計
この離課税申告税を係る所出した所得等の方の事業税は、申告書を提出する府民税申告書があり離課税等用	30,000 10,000
1	(17) □ 寡婦控除 (18) □ ひとり親控除 (19) □ 勤労学生控除 (学校名)
2	□ 死別 □ 生死不明 □ 离婚 □ 未帰還
(20) 障害者控除	扶養控除 (21)～(22) 配偶者控除・配偶者特別控除・同一扶養控除 (23)～(24) 扶養控除 (25)～(26) 扶養控除 (27)～(28) 扶養控除 (29)～(30) 扶養控除 (31)～(32) 扶養控除 (33)～(34) 扶養控除 (35)～(36) 扶養控除 (37)～(38) 扶養控除 (39)～(40) 扶養控除 (41)～(42) 扶養控除 (43)～(44) 扶養控除 (45)～(46) 扶養控除 (47)～(48) 扶養控除 (49)～(50) 扶養控除 (51)～(52) 扶養控除 (53)～(54) 扶養控除 (55)～(56) 扶養控除 (57)～(58) 扶養控除 (59)～(60) 扶養控除 (61)～(62) 扶養控除 (63)～(64) 扶養控除 (65)～(66) 扶養控除 (67)～(68) 扶養控除 (69)～(70) 扶養控除 (71)～(72) 扶養控除 (73)～(74) 扶養控除 (75)～(76) 扶養控除 (77)～(78) 扶養控除 (79)～(80) 扶養控除 (81)～(82) 扶養控除 (83)～(84) 扶養控除 (85)～(86) 扶養控除 (87)～(88) 扶養控除 (89)～(90) 扶養控除 (91)～(92) 扶養控除 (93)～(94) 扶養控除 (95)～(96) 扶養控除 (97)～(98) 扶養控除 (99)～(100) 扶養控除 (101)～(102) 扶養控除 (103)～(104) 扶養控除 (105)～(106) 扶養控除 (107)～(108) 扶養控除 (109)～(110) 扶養控除 (111)～(112) 扶養控除 (113)～(114) 扶養控除 (115)～(116) 扶養控除 (117)～(118) 扶養控除 (119)～(120) 扶養控除 (121)～(122) 扶養控除 (123)～(124) 扶養控除 (125)～(126) 扶養控除 (127)～(128) 扶養控除 (129)～(130) 扶養控除 (131)～(132) 扶養控除 (133)～(134) 扶養控除 (135)～(136) 扶養控除 (137)～(138) 扶養控除 (139)～(140) 扶養控除 (141)～(142) 扶養控除 (143)～(144) 扶養控除 (145)～(146) 扶養控除 (147)～(148) 扶養控除 (149)～(150) 扶養控除 (151)～(152) 扶養控除 (153)～(154) 扶養控除 (155)～(156) 扶養控除 (157)～(158) 扶養控除 (159)～(160) 扶養控除 (161)～(162) 扶養控除 (163)～(164) 扶養控除 (165)～(166) 扶養控除 (167)～(168) 扶養控除 (169)～(170) 扶養控除 (171)～(172) 扶養控除 (173)～(174) 扶養控除 (175)～(176) 扶養控除 (177)～(178) 扶養控除 (179)～(180) 扶養控除 (181)～(182) 扶養控除 (183)～(184) 扶養控除 (185)～(186) 扶養控除 (187)～(188) 扶養控除 (189)～(190) 扶養控除 (191)～(192) 扶養控除 (193)～(194) 扶養控除 (195)～(196) 扶養控除 (197)～(198) 扶養控除 (199)～(200) 扶養控除 (201)～(202) 扶養控除 (203)～(204) 扶養控除 (205)～(206) 扶養控除 (207)～(208) 扶養控除 (209)～(210) 扶養控除 (211)～(212) 扶養控除 (213)～(214) 扶養控除 (215)～(216) 扶養控除 (217)～(218) 扶養控除 (219)～(220) 扶養控除 (221)～(222) 扶養控除 (223)～(224) 扶養控除 (225)～(226) 扶養控除 (227)～(228) 扶養控除 (229)～(230) 扶養控除 (231)～(232) 扶養控除 (233)～(234) 扶養控除 (235)～(236) 扶養控除 (237)～(238) 扶養控除 (239)～(240) 扶養控除 (241)～(242) 扶養控除 (243)～(244) 扶養控除 (245)～(246) 扶養控除 (247)～(248) 扶養控除 (249)～(250) 扶養控除 (251)～(252) 扶養控除 (253)～(254) 扶養控除 (255)～(256) 扶養控除 (257)～(258) 扶養控除 (259)～(260) 扶養控除 (261)～(262) 扶養控除 (263)～(264) 扶養控除 (265)～(266) 扶養控除 (267)～(268) 扶養控除 (269)～(270) 扶養控除 (271)～(272) 扶養控除 (273)～(274) 扶養控除 (275)～(276) 扶養控除 (277)～(278) 扶養控除 (279)～(280) 扶養控除 (281)～(282) 扶養控除 (283)～(284) 扶養控除 (285)～(286) 扶養控除 (287)～(288) 扶養控除 (289)～(290) 扶養控除 (291)～(292) 扶養控除 (293)～(294) 扶養控除 (295)～(296) 扶養控除 (297)～(298) 扶養控除 (299)～(300) 扶養控除 (301)～(302) 扶養控除 (303)～(304) 扶養控除 (305)～(306) 扶養控除 (307)～(308) 扶養控除 (309)～(310) 扶養控除 (311)～(312) 扶養控除 (313)～(314) 扶養控除 (315)～(316) 扶養控除 (317)～(318) 扶養控除 (319)～(320) 扶養控除 (321)～(322) 扶養控除 (323)～(324) 扶養控除 (325)～(326) 扶養控除 (327)～(328) 扶養控除 (329)～(330) 扶養控除 (331)～(332) 扶養控除 (333)～(334) 扶養控除 (335)～(336) 扶養控除 (337)～(338) 扶養控除 (339)～(340) 扶養控除 (341)～(342) 扶養控除 (343)～(344) 扶養控除 (345)～(346) 扶養控除 (347)～(348) 扶養控除 (349)～(350) 扶養控除 (351)～(352) 扶養控除 (353)～(354) 扶養控除 (355)～(356) 扶養控除 (357)～(358) 扶養控除 (359)～(360) 扶養控除 (361)～(362) 扶養控除 (363)～(364) 扶養控除 (365)～(366) 扶養控除 (367)～(368) 扶養控除 (369)～(370) 扶養控除 (371)～(372) 扶養控除 (373)～(374) 扶養控除 (375)～(376) 扶養控除 (377)～(378) 扶養控除 (379)～(380) 扶養控除 (381)～(382) 扶養控除 (383)～(384) 扶養控除 (385)～(386) 扶養控除 (387)～(388) 扶養控除 (389)～(390) 扶養控除 (391)～(392) 扶養控除 (393)～(394) 扶養控除 (395)～(396) 扶養控除 (397)～(398) 扶養控除 (399)～(400) 扶養控除 (401)～(402) 扶養控除 (403)～(404) 扶養控除 (405)～(406) 扶養控除 (407)～(408) 扶養控除 (409)～(410) 扶養控除 (411)～(412) 扶養控除 (413)～(414) 扶養控除 (415)～(416) 扶養控除 (417)～(418) 扶養控除 (419)～(420) 扶養控除 (421)～(422) 扶養控除 (423)～(424) 扶養控除 (425)～(426) 扶養控除 (427)～(428) 扶養控除 (429)～(430) 扶養控除 (431)～(432) 扶養控除 (433)～(434) 扶養控除 (435)～(436) 扶養控除 (437)～(438) 扶養控除 (439)～(440) 扶養控除 (441)～(442) 扶養控除 (443)～(444) 扶養控除 (445)～(446) 扶養控除 (447)～(448) 扶養控除 (449)～(450) 扶養控除 (451)～(452) 扶養控除 (453)～(454) 扶養控除 (455)～(456) 扶養控除 (457)～(458) 扶養控除 (459)～(460) 扶養控除 (461)～(462) 扶養控除 (463)～(464) 扶養控除 (465)～(466) 扶養控除 (467)～(468) 扶養控除 (469)～(470) 扶養控除 (471)～(472) 扶養控除 (473)～(474) 扶養控除 (475)～(476) 扶養控除 (477)～(478) 扶養控除 (479)～(480) 扶養控除 (481)～(482) 扶養控除 (483)～(484) 扶養控除 (485)～(486) 扶養控除 (487)～(488) 扶養控除 (489)～(490) 扶養控除 (491)～(492) 扶養控除 (493)～(494) 扶養控除 (495)～(496) 扶養控除 (497)～(498) 扶養控除 (499)～(500) 扶養控除 (501)～(502) 扶養控除 (503)～(504) 扶養控除 (505)～(506) 扶養控除 (507)～(508) 扶養控除 (509)～(510) 扶養控除 (511)～(512) 扶養控除 (513)～(514) 扶養控除 (515)～(516) 扶養控除 (517)～(518) 扶養控除 (519)～(520) 扶養控除 (521)～(522) 扶養控除 (523)～(524) 扶養控除 (525)～(526) 扶養控除 (527)～(528) 扶養控除 (529)～(530) 扶養控除 (531)～(532) 扶養控除 (533)～(534) 扶養控除 (535)～(536) 扶養控除 (537)～(538) 扶養控除 (539)～(540) 扶養控除 (541)～(542) 扶養控除 (543)～(544) 扶養控除 (545)～(546) 扶養控除 (547)～(548) 扶養控除 (549)～(550) 扶養控除 (551)～(552) 扶養控除 (553)～(554) 扶養控除 (555)～(556) 扶養控除 (557)～(558) 扶養控除 (559)～(560) 扶養控除 (561)～(562) 扶養控除 (563)～(564) 扶養控除 (565)～(566) 扶養控除 (567)～(568) 扶養控除 (569)～(570) 扶養控除 (571)～(572) 扶養控除 (573)～(574) 扶養控除 (575)～(576) 扶養控除 (577)～(578) 扶養控除 (579)～(580) 扶養控除 (581)～(582) 扶養控除 (583)～(584) 扶養控除 (585)～(586) 扶養控除 (587)～(588) 扶養控除 (589)～(590) 扶養控除 (591)～(592) 扶養控除 (593)～(594) 扶養控除 (595)～(596) 扶養控除 (597)～(598) 扶養控除 (599)～(600) 扶養控除 (601)～(602) 扶養控除 (603)～(604) 扶養控除 (605)～(606) 扶養控除 (607)～(608) 扶養控除 (609)～(610) 扶養控除 (611)～(612) 扶養控除 (613)～(614) 扶養控除 (615)～(616) 扶養控除 (617)～(618) 扶養控除 (619)～(620) 扶養控除 (621)～(622) 扶養控除 (623)～(624) 扶養控除 (625)～(626) 扶養控除 (627)～(628) 扶養控除 (629)～(630) 扶養控除 (631)～(632) 扶養控除 (633)～(634) 扶養控除 (635)～(636) 扶養控除 (637)～(638) 扶養控除 (639)～(640) 扶養控除 (641)～(642) 扶養控除 (643)～(644) 扶養控除 (645)～(646) 扶養控除 (647)～(648) 扶養控除 (649)～(650) 扶養控除 (651)～(652) 扶養控除 (653)～(654) 扶養控除 (655)～(656) 扶養控除 (657)～(658) 扶養控除 (659)～(660) 扶養控除 (661)～(662) 扶養控除 (663)～(664) 扶養控除 (665)～(666) 扶養控除 (667)～(668) 扶養控除 (669)～(670) 扶養控除 (671)～(672) 扶養控除 (673)～(674) 扶養控除 (675)～(676) 扶養控除 (677)～(678) 扶養控除 (679)～(680) 扶養控除 (681)～(682) 扶養控除 (683)～(684) 扶養控除 (685)～(686) 扶養控除 (687)～(688) 扶養控除 (689)～(690) 扶養控除 (691)～(692) 扶養控除 (693)～(694) 扶養控除 (695)～(696) 扶養控除 (697)～(698) 扶養控除 (699)～(700) 扶養控除 (701)～(702) 扶養控除 (703)～(704) 扶養控除 (705)～(706) 扶養控除 (707)～(708) 扶養控除 (709)～(710) 扶養控除 (711)～(712) 扶養控除 (713)～(714) 扶養控除 (715)～(716) 扶養控除 (717)～(718) 扶養控除 (719)～(720) 扶養控除 (721)～(722) 扶養控除 (723)～(724) 扶養控除 (725)～(726) 扶養控除 (727)～(728) 扶養控除 (729)～(730) 扶養控除 (731)～(732) 扶養控除 (733)～(734) 扶養控除 (735)～(736) 扶養控除 (737)～(738) 扶養控除 (739)～(740) 扶養控除 (741)～(742) 扶養控除 (743)～(744) 扶養控除 (745)～(746) 扶養控除 (747)～(748) 扶養控除 (749)～(750) 扶養控除 (751)～(752) 扶養控除 (753)～(754) 扶養控除 (755)～(756) 扶養控除 (757)～(758) 扶養控除 (759)～(760) 扶養控除 (761)～(762) 扶養控除 (763)～(764) 扶養控除 (765)～(766) 扶養控除 (767)～(768) 扶養控除 (769)～(770) 扶養控除 (771)～(772) 扶養控除 (773)～(774) 扶養控除 (775)～(776) 扶養控除 (777)～(778) 扶養控除 (779)～(780) 扶養控除 (781)～(782) 扶養控除 (783)～(784) 扶養控除 (785)～(786) 扶養控除 (787)～(788) 扶養控除 (789)～(790) 扶養控除 (791)～(792) 扶養控除 (793)～(794) 扶養控除 (795)～(796) 扶養控除 (797)～(798) 扶養控除 (799)～(800) 扶養控除 (801)～(802) 扶養控除 (803)～(804) 扶養控除 (805)～(806) 扶養控除 (807)～(808) 扶養控除 (809)～(810) 扶養控除 (811)～(812) 扶養控除 (813)～(814) 扶養控除 (815)～(816) 扶養控除 (817)～(818) 扶養控除 (819)～(820) 扶養控除 (821)～(822) 扶養控除 (823)～(824) 扶養控除 (825)～(826) 扶養控除 (827)～(828) 扶養控除 (829)～(830) 扶養控除 (831)～(832) 扶養控除 (833)～(834) 扶養控除 (835)～(836) 扶養控除 (837)～(838) 扶養控除 (839)～(840) 扶養控除 (841)～(842) 扶養控除 (843)～(844) 扶養控除 (845)～(846) 扶養控除 (847)～(848) 扶養控除 (849)～(850) 扶養控除 (851)～(852) 扶養控除 (853)～(854) 扶養控除 (855)～(856) 扶養控除 (857)～(858) 扶養控除 (859)～(860) 扶養控除 (861)～(862) 扶養控除 (863)～(864) 扶養控除 (865)～(866) 扶養控除 (867)～(868) 扶養控除 (869)～(870) 扶養控除 (871)～(872) 扶養控除 (873)～(874) 扶養控除 (875)～(876) 扶養控除 (877)～(878) 扶養控除 (879)～(880) 扶養控除 (881)～(882) 扶養控除 (883)～(884) 扶養控除 (885)～(886) 扶養控除 (887)～(888) 扶養控除 (889)～(890) 扶養控除 (891)～(892) 扶養控除 (893)～(894) 扶養控除 (895)～(896) 扶養控除 (897)～(898) 扶養控除 (899)～(900) 扶養控除 (901)～(902) 扶養控除 (903)～(904) 扶養控除 (905)～(906) 扶養控除 (907)～(908) 扶養控除 (909)～(910) 扶養控除 (911)～(912) 扶養控除 (913)～(914) 扶養控除 (915)～(916) 扶養控除 (917)～(918) 扶養控除 (919)～(920) 扶養控除 (921)～(922) 扶養控除 (923)～(924) 扶養控除 (925)～(926) 扶養控除 (927)～(928) 扶養控除 (929)～(930) 扶養控除 (931)～(932) 扶養控除 (933)～(934) 扶養控除 (935)～(936) 扶養控除 (937)～(938) 扶養控除 (939)～(940) 扶養控除 (941)～(942) 扶養控除 (943)～(944) 扶養控除 (945)～(946) 扶養控除 (947)～(948) 扶養控除 (949)～(950) 扶養控除 (951)～(952) 扶養控除 (953)～(954) 扶養控除 (955)～(956) 扶養控除 (957)～(958) 扶養控除 (959)～(960) 扶養控除 (961)～(962) 扶養控除 (963)～(964) 扶養控除 (965)～(966) 扶養控除 (967)～(968) 扶養控除 (969)～(970) 扶養控除 (971)～(972) 扶養控除 (973)～(974) 扶養控除 (975)～(976) 扶養控除 (977)～(978) 扶養控除 (979)～(980) 扶養控除 (981)～(982) 扶養控除 (983)～(984) 扶養控除 (985)～(986) 扶養控除 (987)～(988) 扶養控除 (989)～(990) 扶養控除 (991)～(992) 扶養控除 (993)～(994) 扶養控除 (995)～(996) 扶養控除 (997)～(998) 扶養控除 (999)～(1000) 扶養控除 (1001)～(1002) 扶養控除 (1003)～(1004) 扶養控除 (1005)～(1006) 扶養控除 (1007)～(1008) 扶養控除 (1009)～(1010) 扶養控除 (1011)～(1012) 扶養控除 (1013)～(1014) 扶養控除 (1015)～(1016) 扶養控除 (1017)～(1018) 扶養控除 (1019)～(1020) 扶養控除 (1021)～(1022) 扶養控除 (1023)～(1024) 扶養控除 (1025)～(1026) 扶養控除 (1027)～(1028) 扶養控除 (1029)～(1030) 扶養控除 (1031)～(1032) 扶養控除 (1033)～(1034) 扶養控除 (1035)～(1036) 扶養控除 (1037)～(1038) 扶養控除 (1039)～(1040) 扶養控除 (1041)～(1042) 扶養控除 (1043)～(1044) 扶養控除 (1045)～(1046) 扶養控除 (1047)～(1048) 扶養控除 (1049)～(1050) 扶養控除 (1051)～(1052) 扶養控除 (1053)～(1054) 扶養控除 (1055)～(1056) 扶養控除 (1057)～(1058) 扶養控除 (1059)～(1060) 扶養控除 (1061)～(1062) 扶養控除 (1063)～(1064) 扶養控除 (1065)～(1066) 扶養控除 (1067)～(1068) 扶養控除 (1069)～(1070) 扶養控除 (1071)～(1072) 扶養控除 (1073)～(1074) 扶養控除 (1075)～(1076) 扶養控除 (1077)～(1078) 扶養控除 (1079)～(1080) 扶養控除 (1081)～(1082) 扶養控除 (1083)～(1084) 扶養控除 (1085)～(1086) 扶養控除 (1087)～(1088) 扶養控除 (1089)～(1090) 扶養控除 (1091)～(1092) 扶養控除 (1093)～(1094) 扶養控除 (1095)～(1096) 扶養控除 (1097)～(1098) 扶養控除 (1099)～(1100) 扶養控除 (1101)～(1102) 扶養控除 (1103)～(1104) 扶養控除 (1105)～(1106) 扶養控除 (1107)～(1108) 扶養控除 (1109)～(1110) 扶養控除 (1111)～(1112) 扶養控除 (1113)～(1114) 扶養控除 (1115)～(1116) 扶養控除 (1117)～(1118) 扶養控除 (1119)～(1120) 扶養控除 (1121)～(1122) 扶養控除 (1123)～(1124) 扶養控除 (1125)～(1126) 扶養控除 (1127)～(1128) 扶養控除 (1129)～(1130) 扶養控除 (1131)～(1132) 扶養控除 (1133)～(1134) 扶養控除 (1135)～(1136) 扶養控除 (1137)～(1138) 扶養控除 (1139)～(1140) 扶養控除 (1141)～(1142) 扶養控除 (1143)～(1144) 扶養控除 (1145)～(1146) 扶養控除 (1147)～(1148) 扶養控除 (1149)～(1150) 扶養控除 (1151)～(1152) 扶養控除 (1153)～(1154) 扶養控除 (1155)～(1156) 扶養控除 (1157)～(1158) 扶養控除 (1159)～(1160) 扶養控除

# 所得から差し引かれる金額に関する事項

1 社会保険料の種類ごとに支払金額を記入してください。	<p><b>(13) 社会保険料控除</b></p> <p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料をあなたが令和6年中に支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。控除を受けられる保険料は、健康保険、国民年金、厚生年金、雇用保険、介護保険などの保険料です。 ※配偶者及び扶養親族の公的年金から差し引かれている介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については、あなたの社会保険料控除の対象とはなりません。</p>															
2 該当する生命保険料、地震保険料の欄に支払金額を記入してください。	<p><b>(14) 小規模企業共済等掛金控除</b></p> <p>あなたが令和6年中に小規模企業共済掛金又は市町村が実施している心身障害者扶養共済事業に係る掛金などを支払った場合には、その全額について控除を受けることができます。</p>															
3 該当する控除にチェックを付けてください。	<p><b>(15) 生命保険料控除</b></p> <p>あなたが令和6年中にあなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約の保険料を支払った場合、及びあなたやあなたの配偶者を年金受取人とする個人年金保険契約などの保険料を支払った場合には、生命保険料控除を受けることができます。新旧の一般生命保険料、新旧の個人年金保険料、介護医療保険料に分けてそれぞれ記入してください。 ※生命保険料控除額の計算方法等については、4ページを参照してください。</p> <p><b>(16) 地震保険料控除</b></p> <p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋や家財を保険の目的とする地震保険契約などのために、あなたが令和6年中に保険料を支払った場合には、地震保険料控除を受けることができます。 ※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料については控除を受けることができます。地震保険料と旧長期損害保険料に分けてそれぞれ記入してください。 ※地震保険料控除額の計算方法等については、4ページを参照してください。</p>															
4 障害者控除を適用する人の氏名・生年月日・障害の程度を記入してください。	<p><b>(17) 寡婦控除</b></p> <p>あなたの令和6年中の所得が500万円以下で、あなたに事実上婚姻関係と同様の事実にあると認められる人がおらず、次のいずれかに該当する場合には、26万円の寡婦控除を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和6年12月31日現在、夫と死別又は離婚した後、婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人で、子以外の扶養親族（他の人の扶養親族等でない者に限る）がいる人</li> <li>②令和6年12月31日現在、夫と死別した後、婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人</li> </ul> <p><b>(18) ひとり親控除</b></p> <p>令和6年12月31日現在、あなたが現に婚姻をしていない場合、又は配偶者の生死が明らかでない場合で、次の①～③のすべてに該当する場合には、30万円のひとり親控除を受けることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和6年中の所得が48万円以下の生計を一にする子（他の人の扶養親族等でない子に限る）がいる人</li> <li>②令和6年中の所得が500万円以下である人</li> <li>③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人</li> </ul> <p><b>(19) 勤労学生控除</b></p> <p>令和6年12月31日現在、あなたが学生、生徒、児童に該当し、令和6年中の所得が75万円以下（うち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下）の場合には、26万円の勤労学生控除を受けることができます。</p>															
5 配偶者控除・配偶者特別控除を適用する配偶者の氏名・生年月日・合計所得を記入してください。	<p><b>(20) 障害者控除</b></p> <p>令和6年12月31日現在、あなたやあなたの控除対象配偶者、扶養親族が下表のいずれかに当てはまる場合には、1人につき26万円（ただし、これらの人方が特別障害者の場合には、1人につき30万円、同居特別障害者の場合には、1人につき53万円）の障害者控除を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障害者手帳</th> <th>療育手帳</th> <th>精神障害者保健福祉手帳</th> <th>戦傷病者手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者</td> <td>1級・2級</td> <td>A1・A2</td> <td>1級</td> <td>特別項症から第3項症</td> </tr> <tr> <td>その他障害者</td> <td>3級以下</td> <td>B1・B2</td> <td>2級・3級</td> <td>第4項症以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の手帳をお持ちでない人でも、市内在住の65歳以上の要介護認定を受けておられる人で、次の①又は②の条件に当てはまり、市が交付する障害者控除対象者認定書があれば障害者控除を受けられる場合があります。（認定書の申請及びお問い合わせは、城陽市役所 高齢介護課 0774-56-4037までお願いします）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①知的障害者に準ずる障害がある人（認知症の高齢者）</li> <li>②加齢に伴う身体機能の低下により、寝たきり状態にある人</li> </ul>		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	特別障害者	1級・2級	A1・A2	1級	特別項症から第3項症	その他障害者	3級以下	B1・B2	2級・3級	第4項症以下
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳												
特別障害者	1級・2級	A1・A2	1級	特別項症から第3項症												
その他障害者	3級以下	B1・B2	2級・3級	第4項症以下												
6 扶養親族の氏名・生年月日・統柄を記入し、同居別居の区分にチェックしてください。	<p><b>(21)～(22) 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者</b></p> <p>令和6年12月31日現在（年の途中で死亡した場合はその死亡の日）、あなたと生計を一にする配偶者が、令和6年中の所得が48万円以下である場合は「同一生計配偶者」となり、あなたの所得が1,000万円以下の場合は、配偶者控除を受けることができます。</p> <p>あなたの所得が1,000万円を超える場合、控除を受けることはできませんが、申告書左側の『同一生計配偶者』欄の□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）にチェック☑をしてください。</p> <p>また、あなたの所得が1,000万円以下で、かつ、あなたと生計を一にする配偶者の令和6年中の所得が48万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けることができます。</p> <p>※配偶者控除額及び配偶者特別控除額は4ページを参照してください。</p> <p><b>(23) 扶養控除・16歳未満の扶養親族（控除対象外）</b></p> <p>あなたに扶養親族がいる場合は、扶養控除を受けることができます。扶養親族とは、令和6年12月31日現在（年の途中で死亡した場合はその死亡の日）であなたと生計を一にする親族で、令和6年中の所得が48万円以下の人です。</p> <p>※扶養控除額は4ページを参照してください。</p> <p><b>(24) 基礎控除</b></p> <p>43万円 ※令和6年中の合計所得金額が2,400万円超の場合は控除額が異なります。</p>															
7 支払った医療費と保険金などで補填される金額を記入してください。	<p><b>(26) 雜損控除</b></p> <p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（令和6年中の所得が48万円以下の者に限る）が令和6年中に震災、風水害、冷害、火災、盗難などにより家屋、家財道具などに損害を受けた金額が一定額を超える場合には、雑損控除を受けることができます。</p> <p>※雑損控除額は、次の①又は②のいずれか多い金額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等×10%の額）</li> <li>②災害関連支出の金額－5万円</li> </ul> <p><b>(27) 医療費控除</b></p> <p>令和6年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費で治療のために必要と認められるもの及び介護保険に係るサービスの対価で認められるものの合計額が一定額を超える場合、医療費控除を受けることができます。</p> <p>「保険金などで補てんされる金額」には、支払った医療費のうち、生命保険会社などから払戻しを受けた金額や高額療養費等の金額を記入してください。</p> <p>※医療費控除額は、（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額）－総所得金額×5%（総所得金額が200万円以上の場合は10万円）の額です。（上限200万円）</p> <p>※医療費控除の特例を選択する場合、控除額は、対象の医療品購入額－12,000円の額です。（上限88,000円）</p> <p>※控除を受ける際には、「医療費控除の明細書」を作成のうえ提出してください。また、医療費控除の特例を選択する場合は、申告書右側の『医療費控除』欄『区分』の□に『1』と記入のうえ、「セルフメディケーション税制の明細書」を提出してください。なお、領収書は自宅で5年間保管してください。</p>															

## (15) 生命保険料控除額

生命保険料等の区分(太字は新制度(平成24年以降の契約分)に適用します)	支払保険料の金額	生命保険料の控除額
①一般的な生命保険料だけの場合 (新制度・旧制度の両方がある場合それを計算して合計。合計額の上限は28,000円。ただし旧制度の支払金額が42,000円以上の場合は旧制度のみ適用)	15,000(12,000)円以下	支払保険料の金額
	15,001(12,001)円~40,000(32,000)円	支払保険料の金額×1/2+7,500(6,000)円
	40,001(32,001)円~70,000(56,000)円	支払保険料の金額×1/4+17,500(14,000)円
	70,001(56,001)円以上	35,000(28,000)円
②個人年金保険料だけの場合	①と同じ計算(新制度分は太字部分で計算)	
③介護医療保険料だけの場合	①と同じ計算(太字部分で計算)	
④複数ある場合	①、②、③のそれぞれで求めた金額の合計額。ただし最高70,000円まで。	

## (16) 地震保険料控除額

(地震保険料)

(旧長期損害保険料)

支払った地震保険料	控除額	支払った旧長期損害保険料	控除額
一律	支払保険料の1/2 (最高25,000円)	5,000円以下	支払保険料の金額
		5,001円~15,000円	支払保険料の金額×1/2+2,500円
		15,001円以上	10,000円

○地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額。(ただし、限度額 25,000円)

○旧長期損害保険料：保険期間等の満了後、返戻金を支払う旨のある契約、保険期間等が10年以上のもの。

※注 保険契約が地震保険料と旧長期損害保険料のいずれにも該当する場合は、控除額の多い方で計算します。

## (23) 扶養控除額

区分	控除額
一般(平成18年1月2日~平成21年1月1日、昭和30年1月2日~平成14年1月1日に生まれた人)	330,000円
老人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)	380,000円
同居老親等	450,000円
特定(平成14年1月2日~平成18年1月1日に生まれた人)	

○扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます)で、合計所得金額が48万円以下の人のことをいいます。

○同居老親等とは、老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属(父母や祖父母など)で所得者等のいずれかとの同居を常状としている人のことをいいます。

○16歳未満の扶養親族(平成21年1月2日以降に生まれた人)は、控除対象者にはなりませんが、非課税判定の対象になりますので、16歳未満の扶養親族欄への記入が必要です。

## (21)～(22) 配偶者控除額(※あなたの所得が1,000万円以下で、配偶者の所得が48万円以下の場合は、配偶者控除を受けられます) 配偶者特別控除額(※あなたの所得が1,000万円以下で、配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合は、配偶者特別控除を受けられます)

あなたの(納税義務者)の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	【参考】 収入が給与のみの場合の 給与収入金額	
				控除額	
48万円以下	70歳未満の人	33万円	22万円	11万円	1,030,000円以下
	70歳以上の人	38万円	26万円	13万円	
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,001円～1,550,000円	1,550,001円～1,600,000円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円		1,600,001円～1,667,999円	
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,668,000円～1,751,999円	
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,752,000円～1,831,999円	
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,832,000円～1,903,999円	
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,904,000円～1,971,999円	
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,972,000円～2,015,999円	
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	2,016,000円～	
133万円超	0円	0円	0円	2,016,000円～	

## I 給与収入があった人の申告 (源泉徴収票を添付できる場合は①は不要です)

- ① 裏面の『6 給与所得の内訳』欄に、1月～12月の日給、勤務日数、月収、賞与、1年間の収入合計額、勤務先に関する事項を記入してください。(手取りではなく、社会保険料や所得税などを差し引く前の金額で計算します)
- ② 1年間の収入の合計額を、表面の『給与力』欄に記入してください。

給与力	500,000
-----	---------

- ③ ②の給与収入金額から、下記の速算表を参考に給与所得金額を計算し、表面の『給与(6)』欄に記入してください。

給与(6)	0
-------	---

### 6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月 収
1	6,000	円	6	36,000
2	6,000	円	6	36,000
3	6,000	円	6	36,000
4	6,000	円	6	36,000
5	6,000	円	7	42,000
6	6,000	円	6	36,000
7	6,000	円	6	36,000
8	6,000	円	6	36,000
9	6,000	円	5	30,000
10	6,000	円	8	48,000
11	6,000	円	6	36,000
12	6,000	円	6	36,000
賞与等				56,000
合 計				500,000
勤務先所在地				城陽市寺田○×
勤務先名				○○商事(株)
電話番号				0774-55-××××

給与所得金額の速算表

給与等の収入金額	給与所得金額
～550,999円	0円
551,000～1,618,999円	収入金額-55万円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円

給与等の収入金額	給与所得金額
1,628,000～1,799,999円	(収入金額÷4)※×2.4 + 10万円
1,800,000～3,599,999円	(収入金額÷4)※×2.8 - 8万円
3,600,000～6,599,999円	(収入金額÷4)※×3.2 - 44万円
6,600,000～8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 110万円
8,500,000円～	収入金額 - 195万円

※千円未満の端数切り捨て

## II 公的年金等の収入があった人の申告

- ① 公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を、表面の『公的年金等 キ』欄に記入してください。
- ② ①の公的年金収入から、下記の速算表を参考に雑所得金額を計算し、表面の『公的年金等(7)』欄に記入してください。

例 → 公的年金等 キ 2,000,000

例 → 公的年金等 (7) 900,000

公的年金等に係る雑所得金額の速算表[小数点未満切り捨て]

昭和35年1月1日以前に生まれた人(65歳以上)			
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額に応じて算出した公的年金等に係る雑所得		
公的年金等の収入金額(A)	1,000万円以下 1,000万円超 2,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
330万円未満	(A)-110万円	(A)-100万円	(A)-90万円
330万円以上 410万円未満	(A)×75% -27万5千円	(A)×75% -17万5千円	(A)×75% -7万5千円
410万円以上 770万円未満	(A)×85% -68万5千円	(A)×85% -58万5千円	(A)×85% -48万5千円
770万円以上 1,000万円未満	(A)×95% -145万5千円	(A)×95% -135万5千円	(A)×95% -125万5千円
1,000万円以上	(A)-195万5千円	(A)-185万5千円	(A)-175万5千円

昭和35年1月2日以降に生まれた人(65歳未満)			
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額に応じて算出した公的年金等に係る雑所得		
公的年金等の収入金額(A)	1,000万円以下 1,000万円超 2,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
130万円未満	(A)-60万円	(A)-50万円	(A)-40万円
130万円以上 410万円未満	(A)×75% -27万5千円	(A)×75% -17万5千円	(A)×75% -7万5千円
410万円以上 770万円未満	(A)×85% -68万5千円	(A)×85% -58万5千円	(A)×85% -48万5千円
770万円以上 1,000万円未満	(A)×95% -145万5千円	(A)×95% -135万5千円	(A)×95% -125万5千円
1,000万円以上	(A)-195万5千円	(A)-185万5千円	(A)-175万5千円

## III 所得金額調整控除について

### (1) 所得金額調整控除(子ども等)

給与等の収入金額が850万円を超える人で、下記①、②、③のいずれかに該当する場合は、申告書裏面の『16 所得金額調整控除に関する事項』に該当する人の名前等を記入し、控除後の給与等の金額を表面の『給与(6)』に記入してください。

① 年齢23歳未満の扶養親族を有する人

② 本人が特別障害者に該当する人

③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する人

計算式: (給与収入金額※ - 850万円) × 10% (1円未満端数切上げ) ※1,000万円を超える場合は1,000万円。

### (2) 所得金額調整控除(年金等)

給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有し、かつ給与所得と公的年金に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える人は、控除後の給与等の金額を申告書表面の『給与(6)』に記入してください。

計算式: 所得金額調整控除額(年金等) = (給与所得の金額※ + 公的年金等に係る雑所得の金額※) - 10万円  
※10万円を超える場合は10万円。

# 収入金額等及び所得金額（申告書裏面の明細も記入してください）

- 収入金額… 令和6年中の収入と確定した金額（売掛金、現物収入、自家消費商品等も含む）を記入してください。
- 必要経費… 収入を得るために必要なものに限られます。販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運賃などがあり、日常家事に要した生活費は含まれません。
- 所得金額… 収入金額から、必要経費を差し引いた金額（給与所得金額は給与収入金額から給与所得控除額を、公的年金等に係る雑所得金額は公的年金等収入金額から公的年金等控除額を、それぞれ差し引いた金額）を記入してください。

ア 営業等	販売業、飲食店業などから生じる所得又は自由職業（医師、弁護士、税理士、著述家、画家、俳優、外交員等）などから生じる所得（農業以外の事業から生じる所得）を記入してください。※収支内訳書を添付してください。
イ 農 業	農産物の生産、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜などの飼育の事業から生じる所得を記入してください。※収支内訳書を添付してください。
ウ 不動産	地代、家賃、借地権設定などから生じる所得を記入してください。※収支内訳書を添付してください。
エ 利 子	公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得を記入してください。 次の所得については課税されないため、申告する必要はありません。 ① 所得税で源泉分離課税され、都道府県民税利子割を分離課税された利子所得 ② 所得税で非課税とされる障害者等の少額預金などの利子所得
オ 配 当	法人から受ける利益配当、剩余金の分配、基金利息及び証券投資信託の収益の分配による所得を記入してください。 あらかじめ住民税が引き去りされている配当等については申告しないことを選択できます。ただし、住民税と所得税で異なる課税方式は選択できません。 ※申告をすると、源泉徴収済みの住民税は算出された所得割額から精算されます。ただし、合計所得に算入されるため、扶養控除の判定や保険料等へ影響する場合があります。
カ 給 与	給与、賃金、賞与などを記入してください。（給与の収入金額を必ず記入してください） （→5ページのⅠをご覧ください） ※給与所得者で勤務先から源泉徴収票を交付されている人は申告書に添付して提出してください。源泉徴収票がない人は、給与明細書などの収入金額がわかるものを添付してください。
キ～ケ 雜	雑所得の金額の計算（次の①、②、③の算式によって計算したそれぞれの金額の合計） ① 公的年金等に係る雑所得 公的年金等（恩給・国民年金・厚生年金・企業年金・公務員の共済年金など。ただし、障害年金、遺族年金は除きます）から生じる所得を記入してください。（公的年金の収入金額を必ず記入してください） （→5ページのⅡをご覧ください） ② 雜所得を生ずべき業務に係る所得＝雑所得を生ずべき業務に係る総収入金額－必要経費 その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下の場合、その年分の雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入すべき金額を当該業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる特例を適用することができます。 ③ その他の雑所得＝①、②以外の雑所得に係る総収入金額－必要経費 作家以外の人の印税、原稿料、個人年金、互助年金などを記入してください。 ※②、③について、申告書の裏面「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に明細を記入してください。 ※収支内訳書を添付してください。
コ～サ 総合課税の譲渡	船舶、自動車、機械器具、書画、こつとう、漁業権、特許権、著作権等の譲渡による所得を記入してください。 長期譲渡に該当するもの…5年を超える期間にわたって保有して譲渡した場合 短期譲渡に該当するもの…保有期間5年以内で譲渡した場合 「特別控除額」は、通常の場合50万円ですが、収用があった場合などには特例を受けられます。 ※申告書の裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に明細を記入してください。
シ 一 時	生命保険、郵便局等の満期保険金、賞金、懸賞当せん金品、競馬、競輪の払戻金などのような一時的な所得を記入してください。「特別控除額」は、通常の場合50万円です。 ※申告書の裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に明細を記入してください。

## ●令和6年中に所得がなかった人の申告

- ① 令和6年中は収入がなかった、または非課税所得（遺族年金・障害年金等）のみであった場合、裏面の『○前年中に所得のなかった人は記入してください』欄のあてはまる項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

### （記入例）申告書裏面

○前年中に所得のなかった人は記入してください。

1 次の人に扶養されていた。	名前	続柄	⑤ 無職であった。 (無職期間) 令和 6 年 1 月 1 日～6 年 12 月 31 日
住所			(雇用保険受給期間) 年 月 日～年 月 日
2 非課税年金を受給していた。			6 その他 昨年中の生活状況を記入してください。
イ 遺族年金	口 障害年金	ハ その他 ( )	
3 生活保護を受けていた。	年 月 日	～ 年 月 日	
4 学生であった。	学年	卒業予定	年 月
学校名			

- ② 収入がない場合でも、扶養親族・控除対象配偶者がいる場合は、必ず申告書表面も記入してください。

（書き方は上段記載例と2、3ページを参照）

申告会場は大変混雑します。申告書はできる限り郵送での提出をお願いします。